株式交換に係る事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び
会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2023 年 10 月 2 日

株式会社ＡＶｉＣ

株式会社 FACT

2023 年 10 月 2 日

簡易株式交換に係る事後開示資料

東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
株式会社ＡＶｉＣ
代表取締役社長　市原　創吾

東京都渋谷区恵比寿西 1-17-12
株式会社 FACT
代表取締役　村上　聡

株式会社ＡＶｉＣ（以下、「ＡＶｉＣ」といいます。）及び株式会社 FACT（以下、「FACT」といいます。）は、2023 年 10月 1 日付で両者の間で締結した株式交換契約に基づき、ＡＶｉＣを株式交換完全親会社、FACT を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。 つきましては、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、下記のとおりです 。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
   2023 年 10月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過 （会社法施行規則第 190 条第 2 号）
   (1) 会社法第 784 条の 2 （株式交換をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
   会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行った FACT の株主はおりませんでした。

   (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
   反対株主の株式買取請求について該当はありません。

   (3) 会社法会社法 787 条（新株予約権買取請求）及び 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
   該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
   (1) 会社法第 796 条の 2 （株式交換をやめることの請求）の規定による手続の経過
   本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

ＡＶｉＣは、会社法第 797 条第４項の規定に基づき、2023 年９月８日付でＡＶｉＣの株主に対し、本株式交換をする旨並びに FACT の商号及び住所に係る公告を行いました。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第２項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第４号）

1,000 株

5. その他本株式交換に関する重要な事項 （会社法施行規則第 190 条第５号）

(1) ＡＶｉＣは、会社法第 796 条第２項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、同法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したＡＶｉＣの株主はいませんでした。

また、FACT は、会社法第 783 条第１項の規定に基づき、2023 年８月 14 日開催の臨時株主総会において、本株式交換の承認を得ています。

(2) ＡＶｉＣは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の FACT の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する FACT の株式１株に対してＡＶｉＣの株式 350 株の割合をもってＡＶｉＣの普通株式を割当交付しました。ＡＶｉＣが割当交付した普通株式の総数は、350,000 株です。

(3) 本株式交換により増加したＡＶｉＣの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金： 金０円

② 資本準備金： 会社計算規則第 39 条に伴いＡＶｉＣが別途定める金額

③ 利益準備金： 金０円

以上